⑫　中央自動車道西宮線、近畿自動車道天理吹田線、京滋バイパス及び第二京阪道路ネットワーク利用割引（以下「ネットワーク割引」という。）

イ　割引をする自動車

中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと近畿自動車道の各インターチェンジ相互間を、第二京阪道路を利用し連続して通行するＥＴＣ車。

ロ　割引適用後の料金の額

中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション間の料金の額を中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金の額と同額にする。

ただし、第二京阪道路の起点、巨椋池インターチェンジ、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ、久御山淀インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション間を相互に連続して通行する場合について、本割引を適用する場合の料金の額が第二京阪道路連続利用割引を適用する場合の料金の額に比べて高い場合、中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金の額を第二京阪道路連続利用割引を適用した場合の料金の額と同額とする。

ハ　適用する期間

平成26年４月１日から平成29年６月２日まで本割引を適用する。

⑬　第二京阪道路特定区間利用割引

イ　割引をする自動車

イ）枚方東インターチェンジを通行するＥＴＣ車。

ロ）第二京阪道路のＢ区間又はＣ区間の交野南インターチェンジと第二京阪道路のＣ区間の寝屋川北インターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引適用後の料金の額

本割引は、次表の㈀に掲げる区間に適用するものとし、本割引適用後の料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

	㈀	㈁				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
イ）	Ｂ区間の料金	190.477	190.477	238.096	285.715	380.953
ロ）	Ｃ区間の料金	171.255	176.568	211.882	291.338	485.562

ハ　適用する期間

平成26年４月１日から平成29年６月２日まで本割引を適用する。

⑭　南阪奈道路、南阪奈有料道路及び近畿自動車道松原那智勝浦線と併せて利用する場合のＥＴＣ連続利用割引（以下「ＥＴＣ連続利用割引」という。）

イ　割引をする自動車

南阪奈道路の羽曳野東インターチェンジから終点インターチェンジまでの区間において流出入し、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を全線利用し、かつ、近畿自動車道松原那智勝浦線美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの全区間を連続して通行するＥＴＣ車。

なお、当該ＥＴＣ連続利用割引については、上記の自動車について、南阪奈道路及び南阪奈有料道路において同様のＥＴＣ連続利用割引の適用を受けている場合に限る。

ロ　割引率

通行区分	割引率
羽曳野東インターチェンジにおいて流出入した場合	約７パーセント
太子インターチェンジにおいて流出入した場合	約10パーセント
葛城インターチェンジ又は終点において流出入した場合	20パーセント

ハ　適用する期間

平成18年４月１日から平成30年３月31日まで本割引を適用する。

⑮　沖縄自動車道特別割引

イ　割引をする自動車

沖縄自動車道を通行する全自動車（駐留軍公用車両を除く。）。

ロ　割引率等

割引率は35.5パーセントとし、沖縄自動車道の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成26年４月１日から平成31年３月31日まで本割引を適用する。

⑯　阪和自動車道連続利用割引（激変緩和）

イ　割引をする自動車

大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び阪和自動車道（区間料金制区間）の美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの間を連続して通行するＥＴＣ車。

ロ　割引額

割引額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とし、阪和自動車道（区間料金制区間）（⑴④ハただし書きにより、同ハ㈠又は㈡の額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）の通行料金に適用する。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
64.815	46.297	55.556	9.260	―

ハ　適用する期間

平成29年６月３日から平成30年３月31日まで本割引を適用する。

⑰　障害者割引

イ　割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の㈠又は㈡の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

㈠　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。